

○郡山市文化財保護条例

昭和52年7月18日

郡山市条例第27号

改正 平成17年3月22日郡山市条例第23号

郡山市文化財保護条例（昭和40年郡山市条例第52号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市指定重要有形文化財（第4条—第12条）

第3章 市指定重要無形文化財（第13条—第16条）

第4章 市指定重要有形民俗文化財・市指定重要無形民俗文化財（第17条—第24条）

第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第25条—第29条）

第6章 市選定保存技術（第30条—第32条）

第7章 文化財保護審議会（第33条—第40条）

第8章 雑則（第41条—第45条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で郡山市（以下「市」という。）の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（平17条例23・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」及び「記念物」とは、それぞれ法第2条第1項第1号から第4号までに掲げるものをいう。

(平17条例23・一部改正)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

## 第2章 市指定重要有形文化財

(指定等)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを、郡山市指定重要有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、郡山市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該指定に係る有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(解除等)

第5条 教育委員会は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除の場合に準用する。
- 3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定及び県条例第4条第1項の規定による福島県指定重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

4 市指定有形文化財の所有者は、第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の理由があるときは、専ら自己に代わってその管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(平17条例23・一部改正)

(滅失等の届出)

第7条 市指定有形文化財の所有者（管理責任者があるときは、その者。次条及び第9条において同じ。）は、当該市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例23・一部改正)

(修理の届出等)

第8条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を修理しようとするときは、修理に着手する日の20日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の許可又は第41条の補助を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、当該市指定有形文化財の保存上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(所在場所の変更の届出)

第9条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の所在場所を変更しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、所在場所を変更した後、速やかに届け出なければならない。

ない。

(平17条例23・一部改正)

(現状変更等の制限)

第10条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

ただし、現状の変更については、教育委員会規則で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(平17条例23・一部改正)

(公開)

第11条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

2 市指定有形文化財の所有者及び当該所有者以外の者は、当該市指定有形文化財を公衆の観覧に供するため公開しようとするときは、当該公開する日の20日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、当該市指定有形文化財の所在場所において公開するときは、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の届出があったときは、当該公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(平17条例23・一部改正)

(地位の承継等)

第12条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を譲渡するときは、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を当該市指定有形文化財の譲受人に引き渡さなければならない。

2 市指定有形文化財の譲受人は、当該市指定有形文化財に関しその譲渡人が有していたこの条例に基づく地位を承継する。

3 第1項の場合において、当該市指定有形文化財の譲受人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例23・一部改正)

### 第3章 市指定重要無形文化財

(指定等)

第13条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを郡山市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、当該指定に係る無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前2項の規定による認定をしようとするときは、文化財保護審議会に諮問するとともに、当該保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。
- 5 第1項の規定による指定並びに第2項及び第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 第1項の規定による指定並びに第2項及び第3項の規定による認定をしたときは、前項の告示のあった日からその効力を生ずる。
- 7 教育委員会は、第2項又は第3項の規定による認定をしたときは、当該保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(解除等)

第14条 教育委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。
- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第14条第1項の規定による福島県指定重要無形文化財の指定があつたとき、又は市指定無形文化財の保持者若しくは保持団体のすべてについての認定の解除があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 市指定無形文化財の指定の解除があつたとき、市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は市指定無形文化財の保持団体が解散したとき（消滅し

たときを含む。次項及び第7項において同じ。)は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

6 前2項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該保持者(解除が保持者の死亡に係る場合にあっては、その相続人。次項において同じ。)又は保持団体の代表者(解除が保持団体の解散に係る場合にあっては、その代表者であった者。次項において同じ。)に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者は、市指定の解除又は認定の解除の通知を受けたときは、速やかに当該保持者又は保持団体の認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(保存)

第15条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録を作成し、伝承者を養成し、その他市指定無形文化財の保存のため必要な措置を行うことができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を勧告することができる。

#### 第4章 市指定重要有形民俗文化財・市指定重要無形民俗文化財

(指定等)

第17条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財又は無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを郡山市指定重要有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、又は郡山市指定重要無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第13条第2項から第7項までの規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

(平17条例23・一部改正)

(解除等)

第18条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定又は県条例第18条第1項の規定による福島県指定重要有形民俗文化財又は福島県指定重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市

指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

3 第5条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

4 第5条第3項後段及び第4項の規定は、第2項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(平17条例23・一部改正)

(修理の届出等)

第19条 市指定有形民俗文化財の所有者は、当該市指定有形民俗文化財を修理しようとするときは、修理に着手する日の20日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条第1項の届出をし、又は第41条の補助を受けて修理する場合は、この限りでない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第20条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、当該現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、当該市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する規定の準用)

第21条 第6条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第22条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他市指定無形民俗文化財の保存のため適当な措置を行うことができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第23条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第24条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により無形の民俗文化財の選択をしようとする場合について準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第25条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち市にとって重要なものを郡山市指定史跡、郡山市指定名勝又は郡山市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の指定について準用する。

(平17条例23・一部改正)

(解除)

第26条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡名勝又は天然記念物の指定及び県条例第24条第1項の規定による福島県指定史跡、福島県指定名勝又は福島県指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第5条第2項の規定は第1項の解除について、同条第3項後段の規定は前項の解除について準用する。

(平17条例23・一部改正)

(土地の所在等の異動の届出)

第27条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第29条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例23・一部改正)

(現状変更等の制限)

第28条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、教育委員会規則に定める維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可を与える場合について準用する。

3 第1項の規定による許可を受けず、又は前項で準用する第10条第2項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。



(平17条例23・一部改正)

(規定の準用)

第29条 第6条から第8条まで並びに第12条第2項及び第3項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

#### 第6章 市選定保存技術

(選定等)

第30条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを郡山市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、当該選定に係る保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第13条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前項の規定による認定をする場合について準用する。

(解除等)

第31条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が必身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第13条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除をする場合について準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び県条例第28条の2第1項の規定による福島県選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 第13条第5項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項について同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ保存団体のすべてが解散したときは市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合において前項の規定を準用する。

(平17条例23・一部改正)

(保存)

第32条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成その他市選定保存技術の保存のため必要な措置を行うことができる。

## 第7章 文化財保護審議会

(設置)

第33条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、教育委員会に郡山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第34条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第35条 委員及び臨時委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(平17条例23・一部改正)

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平17条例23・一部改正)

(会議)

第37条 審議会は、教育委員会がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(意見の聴取)

第38条 審議会は、特に審議のため必要があるときは委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第39条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(雑則)

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平17条例23・一部改正)

## 第8章 雑則

(補助)

第41条 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定無形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定文化財」と総称する。）の所有者、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者（以下「所有者等」という。）又は市選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、予算の範囲内において、当該市指定文化財の管理、修理、公開その他その保存に要する経費の一部又は市選定保存技術の保存に要する経費の一部を補助することができる。

(平17条例23・一部改正)

(損失の補償)

第42条 第10条第1項若しくは第28条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第10条第3項（第28条第3項で準用する場合を含む。）の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市はその通常生ずべき損失を補償する。

(平17条例23・一部改正)

(報告の徴収)

第43条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者、保持者、保護団体又は管理責任者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(助言又は勧告)

第44条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等又は市選定保存技術の保持者若しくは保存団体に対し、当該市指定文化財又は市選定保存技術の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(教育委員会規則への委任)

第45条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、改正前の郡山市文化財保護条例（昭和40年郡山市条例第52号）の規定により指定した文化財は、この条例の相当規定により指定されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第35条第2項の規定にかかわらず、昭和54年5月31日までとする。

附 則（平成17年郡山市条例第23号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。